

令和4年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和4年12月21日 開会

令和4年12月23日 閉会

奈井江町議会

令和4年第4回奈井江町議会定例会

令和4年12月21日（水曜日）
午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長の所信表明
- 第 4 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 議案第 6号 奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7号 奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 特別職の給与の臨時措置に関する条例
- 第10 議案第 1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）
- 第11 議案第 2号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 3号 令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 4号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（8人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	5番	石 川 正 人
6番	笹 木 利津子	7番	森 山 務
8番	大 矢 雅 史	9番	森 岡 新 二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
企 画 財 政 課 参 事	小 澤 克 則
総 務 課 長	辻 脇 泰 弘
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 誠
町 民 生 活 課 長	田 野 義 美
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
産 業 観 光 課 長	石 塚 俊 也
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 本 正 志
町 立 病 院 事 務 長	杉 野 和 博
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
企 画 財 政 課 課 長 補 佐	井 上 健 二
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。ただいま出席議員8名で定足数に達しておりますので、令和4年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番森山議員、8番大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より23日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から23日までの3日間に決定をいたしました。

日程第3 町長の所信表明

(10時01分)

●議長

日程第3、町長の所信表明を行います。

今般の町長選挙におきまして当選をされました三本町長より発言の申出がございませ

たので、発言を許可いたします。ご拝聴願います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第4回定例会の出席、大変お疲れさまです。

私はこのたびの町長選挙において、多くの町民の皆様からのご支援をいただき、2期目の町政を担当させていただくことになりました。

ここでお許しをいただきましたので、議員の皆様、町民の皆様に対して、私の所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

私の1期目の4年間、人口減少や少子高齢化など立志の根本に係る課題の認識をまちづくり自治基本条例の原点に立ち返って、町民の皆様とともに進めるまちづくりにまい進をしてみいました。

奈井江町の未来に向けて、皆さんとともにまいた種が、今、芽を出し始めた中、本日、こうして再び議場に立たせていただき、改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

2期目においても、これまでと変わらぬ住民自治、相互扶助、未来志向という3つの政治理念の下、奈井江町まちづくり自治基本条例の原点を引き続き町民の皆様と共有し、町政をしっかりと前に進めてまいります。

次に、具体的に取り組むべき課題と取組について申し上げます。

その1つ目は、今年4月にスタートをさせました奈井江版生涯活躍のまちの推進であります。

あらゆる世代の町民に希望に応じた活躍や仕事の機会を設けることで、町の様々な資源を活用しながら交流や居場所をつくること、さらには、住みなれた地域で暮らし続けるための地域公共交通の在り方の検討、そして、いつまでも元気で暮らすための健康づくりなど、町民の皆さんの主体的な参加と協力をいただきながら、この事業に取り組んでまいります。

2点目は、地域産業の振興であります。

営農計画の基本となる水田活用の直接支払交付金の見直しが各種される中、今、オール北海道でこの対策が検討されております。加えて、農業者の皆さんは、米価の低迷や生産資材の高騰など、目の前の喫緊の課題を抱えて大変な不安を感じておられます。こうした状況をJAや他の自治体と一丸となって、国に発信してまいります。

また、担い手の皆さんが将来に向けて、やりがい、生きがいを持って生産できる環境を作っていかなければなりません。農業基盤をさらに強固にするため、計画的な土地改良事業など引き続き側面的支援に取り組んでまいります。

長引くコロナ禍により地元商工業にも大きな影響があり、これまで商工会からもご提案をいただきながら、ともに対策を講じてまいりました。生涯活躍のまちの取組に合わ

せて、空き店舗対策、地域公共交通の見直しなどにより、引き続き中心市街地を活性化
する取組を進めてまいります。

3点目は、地域医療であります。

町立国保病院は、地域包括ケアの拠点であり、町民アンケートでも9割の皆さんから
町内に必要な医療機関であるという意思が示されました。これを受け、一昨年、町内外
の医療関係者をはじめとする有識者の方々にお力添えをいただき、病院の在り方検討会
を立ち上げ、具体的な経営の改善策を見出し、可能なことから適宜着手してまいりまし
た。引き続き医師の確保をはじめ、町立国保病院の機能を守る取り組みを進めてまいり
ます。

4点目は、教育・少子化対策であります。

本町では、昨年11月、令和4年から始まる8年間の町の教育ビジョンを策定いたし
ました。子どもたちが町や世界に目を向け、互いに切磋琢磨する教育の実践を目指しま
す。

まちづくりにとって、未来を担う子どもたちの健全な成長が何よりも大切なことは言
うまでもありません。子育て世代への応援や支援を町民の皆さんと心を1つにして取り
組み、引いては定住対策につなげたい、子どもたちの声が響くまちづくりを進めたいと
思います。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大は、現状においてもその収束の見
通しが立っておりません。引き続き皆さんに感染対策にご協力をいただきながら、少し
ずつでも日常を取り戻すべく対策を進めていかなければなりません。また、昨今の国際
情勢や物価上昇は地域経済や町財政にも影響を与え、予断を許さないところであります。
役場庁舎の建て替えをはじめとして、様々な課題の取組に重点化や優先順位をつけなが
ら、財政の健全化に意義を用いてまちづくり計画に掲げた施策を着実に進めてまいりま
す。

これまで申し上げた様々な取組は、町民の皆さんがこの町に誇りを持って、みんな
で考え行動する町民主体が基本であります。改めて議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご
協力をお願いを申し上げ、所信とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 議長諸般報告

(10時09分)

1. 会務報告

●議長

日程第4、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

(10時10分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の報告発言を許します。
議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。それでは議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和4年9月14日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、追加議案について、2、その他について。

委員会開催日、令和4年11月17日、調査事項、第5回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、議会運営委員会副委員長の選任について、2、会期及び議事日程について、3、議案審議について、4、奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例案について、5、その他について。

委員会開催日、令和4年12月16日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、1、会期について、2、議案審議・審議順序について、3、町政一般質問について、4、請願・意見案・陳情等の取扱いについて、5、会議案について、6、調査について、7、奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例案について、8、その他について。

以上であります。議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告
(まちづくり常任委員会)

(10時13分)

●議長

委員会所管事務調査報告につきまして、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

それでは、まちづくり常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

委員会開催日、10月20日、調査事項、調査第1号「防災対策について」、説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、大規模な災害に備えて、食料、日用品、資機材等を備蓄していることなどが報告された。備蓄品については、日々点検を実施し、必要なときに使用できるよう備えていただきたい。防災訓練や防災セミナーなど、町民一人一人の防災意識の高揚を図る取組を実施していることを評価するところである。自主防災組織は、各地区における災害時の避難等で大きな役割をなすことから、多くの地区で結成されるよう地域に働きかけ、結成に向けて、鋭意努力願いたい。また、緊急情報一斉伝達システムが開始されたが、多くの方に登録いただけるよう周知に努めていただきたい。

委員会開催日、11月2日、調査事項、調査第2号「認定こども園の管理運営について」、説明員、調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、奈井江町の保育の状況について、出生数、児童数は減少傾向にあるが、認定こども園の入所児童数は就労希望者が多く、減少していないことが報告された。

運営面では、本町のALTが増員されたことにより、英語教育の機会が増加したこと、地域の方の協力による菜園での野菜作り等を通し、好き嫌いをなくす食育活動、中学校体育教師による運動指導など、特色ある保育を実践していることを評価するものである。

子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせることや体力・運動能力を強化させる上でも、こども園の役割は大変重要である。現在のコロナ禍で対応には苦慮されていると思うが、今後も特色ある保育活動を継続して取り組んでいただきたい。引き続き保護者のニーズを捉えたきめ細やかな運営に努めていただきたい。

委員会開催日、11月18日、調査事項、調査第3号「体育館の大規模改修について」、現地調査を含む。説明員調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、施設の経年劣化による雨漏り、床面の劣化などが課題となっていたが、外壁の改修と内部改修を行い、利用者の方に安全安心な施設となったことを評価するものである。多くの町民に利用いただき、健康増進が計られることを期待する。また、施設の長寿命化のため、点検、補修等をこまめに実施していただくとともに、今後については、指定管理者、まちづくり会社と連携し、町民ニーズを捉えた事業展開になるよう努めていただきたい。

以上、所管事務報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時16分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

● 4 番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、9月14日、10月11日、10月20日、11月2日には、議会だより29号の編集、構成について検討し、計4回の委員会を開催いたしました。11月15日には議会だより29号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

-
4. 例月出納定例検査報告 (10時17分)
5. 定期監査報告
6. 公の施設の指定管理者監査報告

●議長

例月出納定例検査報告、定期監査報告、公の施設の指定管理者監査報告につきまして、書面報告のとおりですのでご了承を願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

-
- 日程第5 行政報告(町長、教育長) (10時18分)

●議長

日程第5、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

それでは、令和4年第3回の定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係であります。1月24日、本年度の町政功労者顕彰式並びに感謝状の贈呈式を開催しております。顕彰の部では、長年にわたり町議会議員をはじめとする数々の公職を担われ、町政の振興発展にご貢献をいただきました大矢雅史様、長年にわたり公平委員会委員をはじめとする数々のご公職を担われ、町政の振興発展にご協力をいただいた山口俊哉様の2名の方に町政功労賞を贈呈しております。

表彰の部では、奈井江産業まつりなどのイベント参加や交通安全啓発活動など、数多くの地域福祉課活動に寄与された株式会社櫻井千田様に表彰状を贈呈させていただきました。

また、併せて多額のご寄附を賜りました2名の方に感謝状の贈呈を行ったところであります。

改めて町政の振興発展にご貢献いただいた皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、保険福祉課関係であります。10月24日、旧奈井江浦臼町学校給食センターで行われた社会福祉法人日本介護事業団就労継続支援A型事業所の新規開設セミナーに出席をいたしました。この施設は、民間事業者からの公共施設の利活用に関するアイデアとノウハウを募集するため、本年度、町が創設をいたしました公共施設等に関する民間提案制度を利用し整備された施設であります。当施設で行われる地元野菜の加工事業によって障害者の就労や生きがいづくりの場の提供、農業分野での連携など、本町の地域共生社会の実現に向けて様々な相乗効果を期待しているところであります。

次に、産業観光課関係であります。1月23日、新穀感謝祭を執り行っております。本年度、水稻については、本町を含む北空知の作況指数が106の良と公表されましたが、奈井江町における「ゆめぴりか」の低たんぱく米の比率につきましては、過去最高の81.4%となり、また、収量も多く、実り多い出来秋を迎えることができ、心から喜んでいただいております。

しかしながら、世界情勢の影響によって肥料をはじめとする生産資材の価格が高騰しており、農家所得への影響が生じております。道内有数の米の主産地である本町農業の安定的な発展を図るため、国における価格低減対策の実施など、引き続き関係機関、団体等と連携しながら要望などを行ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係ですが、例年実施しております町長と語る会について、10月18日に奈井江商業高校で、10月25日には奈井江中学校でそれぞれ開催をいたしました。各学校では、アンケートにより把握した町の現状や課題を参考にしながら、奈井江町を魅力ある街にするための取組や自分たちができることについて発表をいただきました。

子どもたちからは、公共施設の活用方法をはじめ、特産品のブランド化、町の魅力を自分たちで発信していくことなど、数多くのアイデアや提案をいただき、改めて子どもたちが町のことを自分の問題として真剣に考えていることに深く感激をしたところであります。

引き続き奈井江町の未来の担い手である子どもたちとともに考え、話し合いながら、

まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上が一般行政報告であります。時間を少しいただきまして、現在の降雪の状況について触れさせていただきます。

12月21日、今日現在の積雪深は128センチ、累計の降雪量は352センチであります。ご承知のとおり、新庁舎建設中であり観測点が若干異なること、また、障害物により例年と数値がそのまま比較できない状況かもしれませんが、ご承知のとおり、非常に多くの毎日の降雪で町民の皆さん、本当にご苦勞いただいていることと思います。

まずは12月20日から幹線の排雪作業に当たっておりますが、オペレーター、除雪作業員が不足する中で、事業者と協議をしながら、できるだけのことを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、本当に町民の皆様の生活の不便を考えても、私自身も身につまされるものがありますけれども、何とか皆さんで乗り切りたいと思っておりますし、国道につきましても、道路事務所に申し入れを行い、近々、排雪をしていただくことになりましたし、道道についても申し入れを行うこととともに、それぞれ関係機関に対策の支援をお願いしていきたいと考えております。ご理解を賜りたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

(10時25分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第4回定例会、ご出席、大変お疲れさまであります。私のほうから第3回定例会以降の主な行政報告について報告を申し上げます。

9月14日、最終回となりますコミュニティスクール検討委員会を開催しております。30名の委員による7回にわたる議論がなされ、10月の教育委員会で答申をさせていただいております。以降、教育委員会の中で議論を重ね、12月13日に行われました町長と教育委員が議論をする総合教育会議でも議題とされ、来週のスタートに向けた準備を進めているところであります。

9月29日、奈井江小学校の5年生がJA新すながわゆめぴりか生産協議会のご協力の下、稲刈りの体験授業を行っております。手鎌による稲刈りがひと段落したあとは、みんなで落穂を拾うなど、まちの産業だけではなく、食育についても学ぶ貴重な機会となっております。改めて、生産協の皆様に敬意と感謝を、そして、次年度以降の協力についてもお願いするところであります。

10月5日、奈井江小学校のPTAが主催をし、教育委員会が後援をするドキュメンタリー映画「みんなの学校」の上映会が行われております。障害のある子どもでも普通教室で学ぶ地域の人も交えた全校一体となった取組について学んだところであります。

10月14日をご覧ください。

奈井江小学校では、10月から11月までの間、3回にわたって日本で最高峰の先生方による授業を行っております。14日は、奈井江町出身で東京大学の名誉教授、木村学先生によります特別授業「空と大地を眺めよう。」、11月15日には、ドリームスクールキャラバンと題し、体操の選手としては国内はもちろん、日本代表として数々の国際大会でメダルを獲得している桑原俊さんらによる運動教室が行われ、22日の教育振興会の公開研究会では、愛知県瀬戸市の小学校で教鞭をとり、今、日本で一番授業がうまいと言われております渡辺道治先生を招いて6年生の授業を行い、かつ、これを公開授業として先生たちの研修にも充てております。

戻りまして、10月20日をご覧ください。

奈井江商業高校が、友好都市、岡山県高梁市にあります県立高梁城南高校とオンラインで結び、交流会を開催しております。

12月13日には、奈井江小学校と成羽小学校でオンライン交流会を実施をしており、8月に実施済みの中学校と合わせ、小中高、それぞれ児童生徒による交流会が実施をされております。年度内にもう1回、そして、次年度以降も継続をしていく予定になってございます。

11月3日、そして、5日から7日になりますが、文化ホールと公民館で総合文化祭を開催しております。展示については1年ぶりで、芸能は3年ぶりです。久しぶりに備中神楽が上演される盛会な文化祭となったところであります。

11月9日、教育の明日を考える集い兼奈井江PTA連合会研究大会が開催をされ、奈井江商業高校の生徒による日頃の実習の成果が披露されるとともに、映画「夢みる小学校」の上映、そして、映画を撮影したオオタヴィン監督との対談を行っております。この映画では、国語、算数、理科といった教科別の授業ではない形の授業を行っている私立学校のドキュメンタリー映画ではありますが、「みんなの学校」ともども、とても勉強になる映画でございました。

11月19日、奈井江町ゆかりの音楽家によるコンサート、音の玉手箱を開催をし、130名のご来場をいただいております。

最後に、コロナ関連について報告を申し上げます。

第3回定例会以降でありますと、9月16日に小学校4年生が、11月29日に中学校2年生が、また、直近の対応につき報告書に記載はありませんが、昨日から小学校の1、2年生と5年生の学年閉鎖を行っているところであります。若干陽性の子が増えてきている状況であります。日々の状況を捉えながら感染拡大防止の対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 行町政一般質問

(10時31分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内でよろしくお願いたします。

(1. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時31分)

●議長

2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。私からは大綱1点、コミュニティスクールの設置についてということで教育長に伺いたいと思います。

コミュニティスクールですが、学校運営協議会制度ということでありまして、以下CSと言いますが、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みということであります。

今年の春の総括質問の中で、このコミュニティスクールの必要性と教育長の意気込みを伺いました。前任の教育長からの申し送りの中で、最優先の課題にコミュニティスクールのことがありましたが、期間の終了が迫っていた教育ビジョンの策定を優先したとの答弁がありました。また、同時に、今年度はGIGAスクール構想やななかまの設置など、大変忙しい時期だと思えます。

このコミュニティスクールの設置については、様々な世代や関係者で準備を進めている最中だと思えますが、コミュニティスクールの設置の時期と準備の進捗状況について伺います。

●議長

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

コミュニティスクールとは、学校運営協議会のことを指し、その主な役割として、学校長が作成をする学校運営基本方針を承認する、2つ目に、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる、3つ目として、教職員の任用について教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができるを3本柱とし、また、もう一つ、大きな役割として、保護者や地域住民などで構成をする地域学校協働本部の運営があります。具体的には、町民や企業の方などにご協力をいただく体験型学習、大関議員にも農家のお立場で長年にわたってご協力をいただいております小学校での田植えだったりとか、稲刈りだったりとか、そういった取組がございます。

さて、国の法改正によってコミュニティスクール、以降をCSということで略称で答弁をさせていただきたいと思いますが、CS設置の努力義務が各教育委員会に課せられたわけですが、奈井江町教育委員会としては、CSを何のために、どういったことを行うかについて、理念や目的をもって実践することが重要と考え、議員ご承知のとおり、奈井江町全体の教育理念と目標を定める奈井江町教育ビジョンの策定をまずは優先をしたところであります。

今、この場で教育ビジョンの説明をすると時間が足りなくなるので、4つだけ、おさらいをさせていただきたいと思いますが、ビジョンの中では、ふるさと奈井江を学ぶこと、友好都市やALTを通じて町外・世界を学ぶこと、考えたことや感じたことを自ら表現すること、学びに小中一貫の視点を持つことなどを定めております。

これらのことを踏まえ、教育ビジョン同様に、各界、各層の町民30名の方による検討委員会を行ってきましたが、具体的には、本年5月から9月までの間、学校長はPTA、体験型授業に携わっていただいております農・商・工・福の関係者の方、社会教育委員や文化連盟、スポーツ協会などの30名の委員に、小中高、実際に学校に来ていただいて、その様子も見ていただきながら、CSの活動内容や設置数、委員構成などについて、7回にわたってグループワークを中心とする議論を行っていただいたところであります。

このほか、教育を受ける側の児童生徒15名からも、学校の授業で実現したらいいと考える取組などについても意見をいただいております。

その後、10月に入りまして検討委員から答申をいただき、教育委員会での議論を行い、また、町長が主催する総合教育会議でも議論を高めて、次年度から次のようなCSを発足したいと考えております。

まず、1つ目が設置数であります。

まず、奈井江町のCSの設置数であります。学びの期間を小中と分けるのではなく、9年間にわたる視点を持つことを主眼に、CSの数は1つにします。

CSの委員としては、学校関係者である小中の教頭とPTA、幼少中高連携の視点から、こども園の所長と奈井江商業高校の校長、また、幅広い体験型学習の視点から、農業、商業、福祉、町内企業の方々、そして、最後に地域の方たちの参画の視点から、学校所在地の連合区長さんや民生児童委員の14名に事務局機能と地域と学校をつなぐ役

割を担うコーディネーター1名を加えた全15名での体制を考えております。

このほか、実際に特別授業に関わっている人たちで構成をします部会だったりとか、子どもたちの意見を聞くためのCS版の子ども会議を同時に行っていきたいと考えております。

令和5年度は、現在、小中学校で行われている様々な体験型学習について、9年間で学び発信をするとの視点で、実施学年の見直しや取組内容の精査などについて検討していただきたいと考えております。

次に、CSを発足させる時期ですが、来年の4月を予定をしております。

しかしながら、その役割として、学校運営に対する承認や意見を述べることができるなど、大変重要な役割を有することから、令和5年上半期は委員さんの勉強会が主なものになり、こういった背景から、委員の任期については単年とせずに2年間とし、かつ、PTAの役員といったベースとなる役職が退任になったとしても、継続して2年間ご参加をいただきたいと考えております。

なお、CSの設置により、その機能が重複する既存の、例えば奈井江町立学校関係者評価委員会など、幾つかの協議会等を今年度をもって廃止をしたいと考えてございます。

最後にあと一つ、昨年の教育の明日を考える集いでご講演をいただき、現在も奈井江町のCSづくりのサポートをしていただいております北海道地学協働アドバイザーの森野憲仁先生には、当初から「奈井江町はCSの基礎となる一つ一つの特別授業が既に実践をされている」との評価をいただいているところでございます。来年度からは、これらを体系的に整理をし、さらなる奈井江らしい特色を生かした学びの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

●議長

大関議員。

●2番

ありがとうございました。大変よく分かりました。

再質問は、CSの15名の委員さんの中のPTAの部分についてちょっとお伺いしたいと思いますが、ちょっと話がずれますけれども、先ほどの行政報告でもありまして、自分も11月9日に行われました教育の明日を考える集いの中で「夢みる小学校」という映画を見ました。見てない人は分からないかもしれないんですけども、私立の小学校でありましたが、物すごく公立小学校とは違った勉強のさせ方というか、この小学校は、ほとんど通常教科はなくて、テーマ別に、全て小学生に自由にやらせるということで、先生はそのお手伝いをする程度でありまして、入学式から卒業式、全て小学生からやらせるということで、テストもありませんし、成績表もないですし、個人的にはこれで大丈夫かと思うんですけども、小中を卒業したときに、高校で爆発的に学力が伸びるということで、多くの方が大学にも行ってまして、非常に信じられない、

衝撃的な映画でありました。

最近、道新でも、来年5月から長沼でも似たような私立小学校が開校するという事で、小学生も発達障害とかいうことが出てきて、都内の小学校でありますと、30人学級で、そのうち10人が発達障害の可能性があるので、そのうち3名程度は本当に重篤な方というか、授業中にもかかわらず外に出ていっちゃったりする子がいるということでありますけれども、町内では、そこまではいってないと思いますけれども、非常に子どもたちの体質も変化してきているかと思えます。

現在の奈小の長谷川校長であります、非常に現在の教育行政にはちょっと疑問を持っているということお聞きしたりしますけれども、なかなか公立の小学校では私立の小学校のようにそこまではいけないと思えますが、長谷川校長も取り組んでいる最中であります。

先ほど教育長からあったとおり、教育ビジョンの策定時には検討委員会で30名で8回ほどの会議を持ったということで、今回は、立ち上げに向けて30名で7回程度グループワークを中心に議論をされたということであります。

先ほど言いましたが、再質問の中で、任期は2年ということでありましたけれども、特にPTAの方に限ると、役員をやってもらうんですけれども、交代の時期が早いかということで、2年やってもらえればいいんですけれども、できればもうちょっとやってもらえありがたいかと思うんですけれども、そのへんのことについて、ちょっとお伺いしたいと思えます。

●議長

教育長。

●教育長

まず、私も先ほど行政報告で申し上げたような映画を今年度見る機会が多くて、いろいろと衝撃を受けて、映画を見て、ただただびっくりするだけではなくて、奈井江の子たちに何が必要なのかということも自分の中で反芻しながら見させていただいておまして、それも、教育委員会のスタッフもそうですが、1回だけじゃなくて、2回、3回、同じ映画を見て、いろいろと考えさせていただいているところです。

先日、教育委員会の中でも映画のことを話題にして議論をさせていただきましたが、すごいというふうな、ただただすごいという感想と、それから、あんなことはやるべきではないんじゃないかとか、やっぱり教育委員の中でも様々な反応があって、これらをもっと議論を深めて奈井江のあるべき姿を、教育のあるべき姿を求めていきたいというふうには考えておりますが、とにかく、子どもたちのやる気だったりとか、好奇心だったりをどんどん伸ばすような教育の仕方については求めていきたいというふうに思っているところであります。

また、委員さんの任期の関係ですが、ある程度、長くやってもらったほうがその委員さんお一人お一人の知識もそうですし、経験も増えていくので、議論は深まるのかとい

う一方で、どうしてもPTAさんの場合は働くお母さんが出てくることが多いものですから、かなり、長期わたって出てきていただくというところも非常にハードルも高いかというふうに思っているんです。せっかく協議会を開催しても、今日は出られないということであれば、またちょっと困ったことにもなってしまいますので、その辺のことも配慮しながらということも踏まえて、2年だったら何とか受けてもらえるかというようなことで、まずは2年ということをやらせていただいております。

いろいろとやっていく中で、不都合が生じれば、また基準なども変えさせてもらいながら取り組んでいきたいというふうに思っているところです。どうぞよろしく願います。

●議長

大関議員。

●2番

ありがとうございました。

再々質問はありませんけれども、例えば小学校で公設塾ななかまをやっていきますけれども、勉強をなさただけでは、小学生の皆さんは勉強しないです。本当にななかまに行っている子たちは楽しく勉強をして、たまに特別授業もあったりして、非常に勉強したい雰囲気になっているというのは本当によく分かって、確か小学校の学力調査でも少し上がった、全道平均に近づいたような結果が出てきているかと思っておりますけれども、今後もこのことについては継続してほしいですし、CSについても、地域住民にも理解されながら、教育行政がうまく機能することと今後も様々な検討をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

(10時46分)

(2. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(10時47分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

このたびの質問は、まちづくりチャレンジ事業について町長にお伺いをいたします。

この事業は、地域の活性化を目的にイベントや特色ある事業を応援し、町民と行政の協働によるまちづくり事業と思います。事業の立ち上げから3年が経過をし、当時、手挙げをしていただいた団体は本年度が最終年度となります。コロナ禍の影響もあって運営面でのやりづらさもあったかと思いますが、主催者側では、今年が最後なので工夫を凝らし精いっぱい頑張りましたとの声。私も両イベントに参加をさせていただきましたが、人が人を呼んで、町外から訪れる人が非常に多かった。また、イベントに来ていただいた方から、今年が最後になるということはとても残念ですという惜しまれる声が聞かれました。町民主役のまちづくりを進める上で、何がどうだったら継続して活動ができるのか、多様な面からの検証が必要であると思いました。

1点目の質問ですが、町として、この3年間の活動をどう評価するのかをお伺いいたします。

2点目については、せっかく立ち上がった活動ですが、これが終了となると思うとどうかと思いますので、今後のまちづくりに生かすことが重要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からのまちづくりチャレンジ事業についてのご質問であります。まちづくりチャレンジ事業につきましては、人口減少や地域活動の衰退化が進む中で、個性的で魅力ある町民主体のまちづくりを進めるために、町内の活動団体が実施する新規のイベント事業に対する補助事業として令和2年度に創設をさせていただいた事業であります。

これまで、音楽関係のイベントを行う「ぐるっぺ ムジカ」とハンドメイド作品の展示販売を行う「子育てママ手芸サークル ナシュモ」の2団体を認定してイベント開催を通じた地域活性化とまちづくりの新たな担い手の育成に努めてきたところであります。

1点目の3年間の取組に対する評価というご質問ですけれども、令和2年度に認定をいたしましたこの2団体は、町民の幅広い参加や共感が得られるようなイベント開催を目指して、それぞれが創意工夫を凝らした活動を展開していただきました。

その結果、「ぐるっぺ ムジカ」が開催した音楽の散歩道は、1年目84名の入場者がありましたけれども、3年目には1.9倍の157人に増えております。

そして、子育てママ手芸サークルの「えんじょいマルシェ」は文化ホールの交流談話室でスタートさせた事業ですけれども、今年、施設全体を使ったイベントへと拡大をして、入場者も1年目の138人から3年目である今年3.7倍511人の方が集まっていたようなイベントに成長いたしました。

それぞれの団体で開催したイベントが町内外の幅広い世代の方の参加を得て、楽しく活気あるイベントとして開催されたことを大変うれしく思うとともに、そのチャレンジ精神に感服をしているところであります。

また、2年目以降に実施団体の応募がなかったことから、団体が新規事業に取り組むきっかけづくりとするために、本年度、単年度型のトライアル事業というような形の事業を追加をし、募集した結果、応募いただいた商工会青年部を認定をさせていただき、子どもたち約100人が参加するオータムフェスタが交流プラザみなクルで開催されました。

コロナ禍というイベント事業においては、逆風ともいえる状況の中で、この3団体が新規イベントにチャレンジしていただいたことは一定の成果と考えているところであります。

そして、これを受けて、今後のまちづくりに向けた考え方ということでもありますけれども、当該事業については、3年間の時限措置を設けて事業をスタートさせていただきましたが、これは、3年間で事業を終了するというのではなくて、事業の実績・成果をしっかりと検証して、必要な見直しを行った上で事業を継続することを、この事業創設の当時から予定をしていたものでもあります。

そういったこともあって、3年間の実績を踏まえて、実施済みの団体に対しては事業の自主性と自立性がさらに発揮できる支援の在り方、また、新規の団体に対しては、より多くの団体が事業にチャレンジできるよう、実施団体の皆さんの意見を聞かせていただきながら、必要な制度の見直しを行って、引き続き町民の皆さんが自ら考え行動する町民主体の取組が広がるよう、支援をしてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございました。

これまでの2団体については、これで最後だといっておりましたので、もうほとんどがあきらめ状態で、それで、もう最後これで頑張りましたという話でした。でも、町として、この3年間を検証してみて、いい状況であればまた前に進むよう誘導していただけたらもっと頑張りができるかと思うので、よろしくお願ひしたいと思っております。

参考までですけれども、私がこのイベントにお誘いをいただいて出たときの感想だとか、出席された人たちのいろんな声を聞いたんです。それをちょっと報告したいと思います。

音楽に関わる人たちが、文化ホールの前の小公園をボランティアでよく手入れをしてくださっておりました。私もイベントに出てみて、主催者側の熱い思いはよく理解することができました。

このイベントに来ていただいた方からの声として、このホール前のモニュメントと手入れの行き届いた公園に気持ちも癒されて、素敵な音楽を聞いて気持ちが和らぎましたと。また、奈井江のこのホールは、とてもすばらしい。やはりこれは奈井江自慢のホールですと言っていた方が何人もおりました。

音楽鑑賞に来てくださる人たちが、コンチェルトホールですばらしい演奏を聞いて、ホール前の講演に癒されていたきたいとの思いから、コンチェルトホールと公園は一体のものとして、すてきなホールにしたいという主催者側の熱い思いがありました。

生涯活躍のまちづくりの中には、文化ホールの活性化の部分があります。奈井江の町をよく知り、熱意のある町民の方々にイベントを開催してもらい、町の活性化につなげていくことができればいいのというふうに私は感じました。

また、もう一方では、今年もコロナ禍の状況であっても人の流れを上手に誘導されており、年齢に関係なく、様々な体験も取り入れながら、飽きのこないイベントが開催されておりました。久しぶりの町のイベントとあって、主催者側、出店者側、来場者の方々、みんなが楽しんだ大きなイベントとなりました。

また、この事業終了後についての考え方、それぞれ、ちょっといろんな意見がありましたけれども、小物雑貨を作成している団体には、営利目的では公共施設でのイベントの開催ができない、また、補助金があればこそできたイベントであり、今後は単独で開催となると、施設使用料の負担も大きいため、出店料の負担が少ない、近隣で結構こういうイベントをやっているんですけど、イベントのお誘いがあつたらそちらのほうに行ったり、また、お店に行かれるという方もいると伺いました。どちらのイベントにしても、町外からの人を多く呼び込んでおり、関係人口の増加につながり、評価としては貢献度が高かったのではないかとというふうに私は思います。

今後のまちづくりに向けて、この辺のお話をした上で、もう一度、町長のお話を伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

遠藤議員からのこの事業に対する評価と言いますか、参加する2団体に触れられましたけれども、活躍というか、取組に対してのご説明もいただきました。

それに関する感想としては、全く議員と共有させていただきます。そのとおりだと思います。本当に文化ホールという施設を、1つは音楽を通してどう活性化していくかということでもありますし、また、もう一方は、自分たちが取り組んでいるような趣味だとか、いろんなものを通じて、あのホールを活動のステージとして生かしていきたいという思いが、本当に直接伝わってくるものでありましたし、そういう意味も含めて、この事業をやってきてよかったというふうに、そういうふうに受け止めていただいた事業主体2団体に改めてお礼を申し上げたいというふうに思っています。

そういうことも含めてですが、地域の活性化と新たな担い手を確保・育成するというためには、より多くの町民がイベント開催等のまちづくりに参加しやすい環境を作り上げていくということが大切なことから、例えば、町外の団体であっても町民がメンバーに入っていればこれを補助の対象として認めるとか、連続して3年間実施というような条件もあるんですけども、これを緩和するだとか、また、新規の団体が、より、本当にチャレンジしやすくなるような制度改正、こんなものをしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

そして、先ほど申し上げました「ぐるっぺ ムジカ」、「子育てママ手芸サークル」のような卒業団体については、これまでの実績、経験を生かしながら、それぞれの事業の自立性を高めていただけるように、例えば今回の事業については100%補助というような仕組みの中で参加をいただいたんですけども、これを一定率の補助に切り替えていって支援を継続するとか、それぞれの団体の成長度合い、体制等に応じた補助制度、そのようなものを検討していきたいというふうに思っておりますので、今ほどいただいたような意見も含めて、また改めてご意見をいただいて生かしていきたいというふうに思っています。

間違いなく、これは何らかの形で継続することが、生涯活躍のまちの中にもある町中音楽のまちづくり、これのまさに先鞭をつける活動だと思っていますので、本当に育てていきたいというふうに思っているという、私なりの感想と言いますか、意見をお伝えをして答弁に変えさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございました。末永く、ずっと継続して、まちづくりに貢献していただける人たちだと思うので、前向きに考えていただきたいと思います。

最後に、この事業の本来の考え方として、今後も積極的に手挙げをしていただける、そういう人たちがいることをまず期待していきたいと思うのと、本来なら、起業を目指す人たちがあるのであれば、これはもってこいの事業だというふうに私は思っているので、そういう人たちがたくさんというのか、ある程度手挙げをして、有効にこういう事業を使っただけになることが一番理想的なんだろうというふうに思いました。

こうした機会にせっかく出た芽を絶やさずに、末永く活動を続けていただけるよう、いろんな議論を重ねて、今後のまちづくりに参加していただけるよう期待をいたしまして質問を終わります。よろしくお願いします。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

それでは、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時00分)

(3. 6番笹木議員の質問・答弁)

(11時10分)

●議長

会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。
6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番笹木利津子です。まずは、このたび2期目の町長選挙のご当選、誠におめでとうございます。厳しい選挙戦を勝ち抜けたのも、この4年間、地道にやり続けた活動と三本町長の人柄が町民に認められた証です。これからも奈井江町の代表として自信を持って一層活躍されますことをお願いし、質問に入ります。

初めに、住まいと暮らしの安心を確保する住居支援の強化について、町長にお伺いいたします。

住まいは、生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。しかしながら、空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、独り親家庭は増え、災害による被害者への対応も急務となっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増しており、住まいと暮らしの安心を確保する住居支援の強化は待ったなしの課題だと考えます。

そこで、奈井江町における住居支援に関する取組について、4点質問いたします。

1点目、コロナ禍において、全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が増えていますが、奈井江町における申請件数並びに支給決定件数、また、前年と比べてどの程度増えているのかお伺いいたします。

2点目、住宅確保給付金は最大9か月まで支給されます。つまり、コロナ禍で対象拡大がなされた4月以降支給開始した方々は、年末年始には支給期間が切れ、生活が困窮することが懸念されます。また、今後、支給が延長されたとしても、支給期間終了後に引き続きこうした方々が住まいを失わないようにするために、就労支援の強化等を通じた住宅的自立の支援、家賃の安価な住宅への住み替えの推進、公営住宅の積極的な活用、生活保護の受給など、本人や家族のニーズや状況等に応じたきめ細やかな支援が必要と考えます。

3点目に、支給期間終了後、公営住宅に移る、生活保護を受給するといった選択肢がありますが、ほかの選択肢として、住宅セーフティネット制度の活用を取り組んではいかがでしょうか。住宅セーフティネット制度においては、住宅確保が難しい方専用の住宅をセーフティネット住宅と登録し、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対

して補助を行う制度であります。

国交省は、令和3年度の予算概要要求において、この家賃低廉化制度の補助限度額を拡充するとともに、入居者の公募手続きを除外するという制度改正を盛り込んでおります。これが実現すれば、生活確保給付金の支給を受けた低所得の方がお住まいの住宅をそのままセーフティネット住宅として登録でき、転居させることなく家賃補助を受けながら住み続けることができるようになります。また、家賃補助は、大家さんに直接納付されますので、大家さんも滞納の不安なく安心して貸し続けることができます。コロナを機に、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度による支援で自立を促していくという仕組みに積極的に取り組むべきと考えます。

最後に、来年度予算に関する厚労省の概算要求には、今年度補正予算で措置されて生活困窮者等への住まいの確保・定着支援が盛り込まれています。奈井江町でも、プロジェクトチーム等での議論などを通じて、住居支援の強化の観点から、ぜひこの事業に取り組んでいただきたいと考えます。

以上4点、町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

まず、今ほど笹木議員から大変温かく、そして、励ましの言葉をいただきました。しっかりと心にとどめて、改めて町政に邁進してまいりたいと思っております。引き続きご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今ほどご質問をいただきました住まいと暮らしの安全を確保するための住宅支援の強化ということではありますが、1点目の生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の申請件数、そして、その支給決定件数などについてでありますけれども、この制度につきましても、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる様々な困りごとや不安を抱えている方に対して、就労などを含めた自立に向けた支援プランの作成や家賃相当額の支給などを行うものでありまして、この制度の実施主体は、都道府県、そして、福祉事務所設置自治体となっております。

本町を所管するのは空知総合振興局から生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けてる月形町にありますそらち生活サポートセンター、ここが対応していただいています。

このセンターにつきましても、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考えて、そして、具体的な自立支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っているということでもあります。

その中で、当町に関わる居住確保給付金の申請につきましても、昨年度は申請がござ

いませんが、今年度、申請と支給が1件ございます。

2つ目の住居確保給付支給が切れる方への経済的自立支援、住宅住み替え推進、公住活用及び生活保護受給等の状況に応じた支援ということですが、実際に住居確保給付支給が切れる前に、当センターの支援員が状況を確認し、引き続きサポートされることとなります。

対象家庭の状況によって、就労や住宅、経済的側面を含めた支援プランを再度対象者ととも考え作成されることになり、例えば社会福祉協議会での生活福祉資金貸付の活用や生活保護の申請に向けた相談、民間賃貸住宅や町の公営住宅の紹介などを行うなど、各関係機関と連携を図り支援がされることとなります。

先ほど申しあげました今年度奈井江町での1件の方につきましては、既にこの支援を受けて、新たな職に就かれたというふうにお聞きしておりますので、現在抱えている案件はないということでもあります。

3点目の住宅セーフティネット制度についてですが、この制度の背景には、住宅確保要配慮者の増加と空き部屋の増加の2つの課題があり、双方の課題を鑑みて、空き部屋を活用して住まいの確保を支援する仕組みとして制定されたものであります。

今ほど申しあげました住宅確保要配慮者ということについてですが、高齢者でありますとか、障害を持っていらっしゃる方、低額所得者、子育て世帯など、そういう方たちを指して申しあげておりますが、奈井江町の現状といたしましては、公営住宅や民間住宅を含めた賃貸住宅がひっ迫している状況ではなくて、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅も今現在空き家があって、入居が可能な状況であり、相談者の状況に応じて相談対応をさせていただいております。

現段階で住宅確保が困難な状況となっていない状況ではありますが、これから先、当町においても、この住宅確保要配慮者の住宅確保が課題となる可能性については、排除できない場合もございますので、様々な観点から解決策を検討する必要があります。その1つとして、住宅セーフティネット制度も視野に入れて議論をしてみたいと考えています。

4点目、最後になりますけれども、この生活困窮等への住まいの確保、定着の支援におけるプロジェクトチーム等での議論を通じた住宅支援強化事業の取組ということですが、令和5年度の厚生労働省概算要求で、生活困窮者自立支援の推進として、コロナ禍において、ホームレスや不安定居住者、これは友人や知人宅、ネットカフェなどでの寝泊まり、あるいは立ち退き、滞納などで住まいの確保に困難を抱えた生活困窮者ということで、この方たちへの一時生活支援事業の運用の見直しを行って、居住支援の強化ということを掲げられております。

現在、住居の確保が困難という生活困窮者からの相談は、福祉系または社会福祉協議会においても把握をしておりません。

しかしながら、こうした不安定居住者が潜在している可能性も排除できないことから、対象者が相談しやすい体制を引き続き継続するとともに、生活困窮者自立相談支援事業を実施しているそらち生活サポートセンターの周知を図り、それと、連携を取りながら

生活困窮者に寄り添った住宅確保を含めた自立の促進を図られるよう支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

実態としては、今ほど申し上げた事案というのは、都市部で顕在化していることがテレビ等々でも頻繁に見られる状況にありますけれども、今、奈井江町においては、私どもとして実際に把握している状況にないということも申し添えて答弁にさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長

笹木議員。

●6番

まずもって、今回の制度、奈井江町において、申請、また、支給決定が1件ということで、今ほど町長の答弁にありましたけれども、そのあと就労されているということで、いわば、その間守る、守られるという状況の中で、就労につけてということで、本当にうれしい報告だというふうに私は受け止めました。

住まいに不安を抱えているという方は、住まいだけでなく、複雑な課題とか、また、リスクを抱えているケースが少なくないのではないかと考えています。こうした人たちを誰一人置き去りにすることなく支援していくためには、包括的な支援体制が必要ではないかというふうに思います。

町長、様々な考えの中で、今までご発言される中で、本当に誰一人置き去りにしない、誰一人取り残さないという言葉もたくさん耳にさせていただきました。全くその通りだと思います。来年4月からは改正社会福祉法が施行となります。いわゆる断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業、これが始まるわけですがけれども、大変な思いをされている方を、今、申しましたけれども、誰一人残さないという思いで奈井江町においても重層的に支援体制、整備事業に取り組んでいただきたい、そんな思いで今回の質問をさせていただきましたが、ここで1つ感じられるのは、先ほど申請があって、支給があってという形で支援ができたという方がいらっしゃる。ただ、本当に困窮されている、悩んでいるという方が、こういう制度がしっかり耳に入って、本当は受けられるのであるんだけど、本人がなかなか知らないという、承知していないという状況が私はあるのではないかって、そんなふうに思っております。ここについて、この取組について、最後に町長にご見解を伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、笹木議員の再質問につきましては、これは非常に重たいご質問だというふうに受け止めさせていただいています。

1つの小さな自治体がどこまで取り組めるのかというのは、大きな課題も当然のことながらありますし、何よりも、社会の分断だとか、格差だとか、いろいろな現在の日本だけではなくて世界でも広がっている、そういう現実を、これからそれに対してどういう形で向き合っていくのかということが根幹にあるものでありますし、それに対して、奈井江町という小さな自治体でどこまでそれを、先ほどもありましたけれども、誰一人取り残さないというスタンス、断らないというスタンス、これは極めて重要なことではありますが、それに対する対策を手当てし、講じることも、また極めて人材的にも、財政的にも難しいという課題があるのも事実であります。

しかしながら、何よりも、今、議員がおっしゃったとおり、まず話を聞いて対応できるようなところにつなぐ、そのことだけは、小さな自治体であってもやれることなのかなと思っていますし、やれることなのだろうと思っています。これは、生活困窮者だとか、そういうことだけの問題ではなくて、それこそ、子育てだとか、いろんなことにつながる行政のスタンスでありますので、このことについては、改めて職員一同、しっかりと考えて受け止められるように、私も先頭になってと入り組んでいきたいと思っています。

そういう意味で、何回も申し上げますけれども、住民が主体となって提言もいただき、意見もいただき、ぶつかり合うのじゃなくて建設的な意見交換の中で、そして、地域包括ケア、お隣さんが一番最初に相談に乗ってくれる、それもまた大切なことだと僕は思っておりますので、そんなまちづくりができるように、私なりに精進してまいりたいというふうに思っています。

答弁になるかどうか分かりませんが、私の姿勢として答弁に変えさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●6番

町長から思いというか、伺わせていただきました。

私、いつも思うんですけれども、町の全体の様々な施策があって、そして、町民がそのことによって、救済という言葉が正しいかどうか分からないんですけれども、せつかくある施策に、今、町長おっしゃったように結びつけて、そこで安心をしていただく、精神的にも、金銭的にも、そういうものにつなげてもらうために、せつかくいい施策が、町民が知らないで苦しんでいるという状況をなくしてもらって、そこに努力してもらってという思い、それが大変強いです。

今ほど答弁にありましたが、ぜひ前向きに取り組んでいただければありがたいと思います。

これで町長への質問は終わります。

次に、教育長に質問させていただきます。

次に、発達性読み書き障害、ディスレクシアについて、教育長にお伺いをいたします。発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の1つのタイプとされ、全体

的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって、学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。

主な特性として、通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難である。音読ができたとしても読むスピードが遅い。漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字がかけない。また、よく間違える。文字を書くことができるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるなど、ディスレクシアは日本の小学生の約七、八%存在すると言われております。

したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均二、三人いるとみられています。これは全国的な部分であります。

ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで困難さを軽減することもできるとされています。

そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について確認をさせていただきます。

1点目に、奈井江町の小中学校においてディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要と考えます。現在、学校現場では、どのような検査が行われているのかお聞きします。

2点目に、ディスレクシアは、家庭や地域、学校、それぞれでできるサポートが考えられます。例えば、学校においては黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、あるいはタブレット端末に文章を入力するというのも、障害の軽減になります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についても、デジタル教科書のルビ振りの機能や音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えます。

障害の困難さを軽減するため、学校現場において、タブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう教育委員会からの後押しが必要だと思いますがいかがでしょうか。

3点目に、学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要です。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや、早期療育につなげる必要性もあると考えます。こうした点からも、保護者の理解は欠かせません。また、合理的配慮への理解を、他の児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いしているとの誤解から、いじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮受けられないことを防ぐ必要があります。

まずは、保護者等を対象に、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えますが、以上3点、教育長にお伺いをいたします。

●議長

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

昭和の終わり頃にトップガンという映画がありまして、今年の春にその続編が公開をされて、その2作で主演を務めた俳優のトム・クルーズさんの息を飲む演技、アクションに、私も含めて世界中の映画ファンがうなり、喝采の声を上げております。そんな彼ですが、かねてよりディスレクシアを公言されております。

このほか、映画監督のステイブン・スピルバーグさんや、国内に目を向けますと、落語家の柳家花緑師匠、また、ラグビーで早稲田大学や全日本の20歳以下のチームを率いて情熱大陸でも取り上げられた中竹竜二監督も、ご自身の著書で公言をされております。

先ほど笹木議員が言われたように、知的能力が低いわけではなく、逆に独創的で対人能力やシミュレーション能力が高いと。ただ、一方で読みかきが苦手という特性があるようであります。

そこで、①の本町の小中学校における状況であります。まず、この障害というのは、年齢的に文字が多く触れる時期からその疑いについて分かるようになってくることから、3歳や5歳児、そして、就学時の健診などではほぼ分からないと言っているのではと思っております。

そこで、入学してきた子どもたちについてであります。小学校では、全児童を対象に、学期ごとに困り感のある児童の状況を全教員で、1つ、2つの目でなくて、多くの先生たちの目で確認がなされ、情報共有が行われております。

また、中学校でも同様の取組が、小学校よりも回数が多くなされているところであります。そのことを踏まえて改めて申し上げますが、現状では、ディスレクシアに該当する児童生徒はいないという状況であります。

次に、2つ目の児童生徒へのサポートであります。現状、該当する子どもがいまないので、やや仮定の答弁になるかと思っております。先に笹木議員が言われたように、黒板をタブレット端末のカメラ機能で撮影をして残したり、宿題の提出を手書きではなくタブレットで行うなどの取組が行われることになると思っております。

また、デジタル教科書については、国も、奈良江町でも、現在、実証事業としての導入にとどまっておりますが、他の障害も含めて、音声読み上げ機能については、紙の教科書にはない大きな学びの手助けとなるものと期待をしており、国の動向も踏まえて早期の導入について検討していきたいと考えております。

3点目の早期療養をスムーズに行うための理解の促進であります。答弁の冒頭で4名の著名人の方のお名前を出させていただきましたが、各界で大成功している彼らも子どもの頃はディスレクシアによってどうしてなんだろうと悩み、苦労されたようであります。

障害の特性として、親子で同じ障害を持つ比率が高いわけではないので、やはり、この障害の発見は、日頃、授業などを通じて接している教員になると考えております。

先月、毎年度行っております特別支援教育研修会を小中の全教員、かつ、こども園やななかまの講師も対象として開催をし、子どもたちへのアプローチやコミュニケーション

ンや、そして、保護者も含めた関係者全員の合意形成を醸成しながら支援をしていく方向などについて学んだところであります。こういったスキルも高めながら早期発見、早期療養へとつなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

●議長

笹木議員。

●6番

今ほど教育長から答弁をいただいて、まずもっては奈井江町の子どもたちにいないということでありまして、大変安心したところであります。ただ、今後またこういう子がいないという約束もないので、ぜひ、たくさんの人たちの、先生方の目で、早期発見、もしあればつなげていただければありがたいと思います。

今回、このディスレクシアについて質問をさせていただいたんですけれど、ディスレクシアって何なのって知らない方がきっとたくさんいるのかって、今回、質問を上げさせていただいたことによって、このディスレクシアという障害もあるんだと、それも子どもの頃からなんだと、もしあるとしたら、今、たくさん例を挙げられて、私も承知していなくて驚いたんですけれども、今、教育長がおっしゃったように、ほかの能力はすごい発達をしても、読む、書くだけできないということがディスレクシアということで、また、今回質問したことで皆さんがこれを初めて聞いて分かってもらって、理解していただけたら、またそれもありがたいことだというふうな思いで、今回、質問をさせていただきました。

また、ぜひ奈井江町の子どもたちが健やかに何事もなく元気に育っていけるように、教育委員会、また、担当の方々も努力していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(1 1 時 4 2 分)

(4 . 8 番大矢議員の質問・答弁)

(1 1 時 4 3 分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

8番大矢議員。

(8 番 登壇)

●8番

通告に従い、町長に大綱1点、質問いたします。

私の住んでいる茶志内地区は、連合会に加盟している戸数は、高齢化などにより離農が進みまして、今は80戸となっています。また、人口減少、少子高齢化で子どもが大変少なくなってしまいまして、子ども会が休止をしていました。

近年、後継者が増えてきたことから、子どもたちが若干増えたということもありまして、子ども会を再開したいという申出がありました。少ない子どもたち、そして、この家族をどう支援していくべきなのかというのを考えさせられるところであります。

そこで、子育て支援について質問させていただきます。

1点目は、子育て支援と言っても、妊娠・出産から高校卒業するまでと多岐にわたっておりますが、奈井江町が現在取り組んでいる主な支援対策と予算についてお伺いします。

2点目は、今回の町長選挙において、子育てと教育の充実を掲げていますが、今後、子育て支援をどのように進めていくのか、考えを伺います。

3点目は、近隣町村では学校給食の無償化に取り組んでいますけれども、今、奈井江町で取り組むとするとどの程度の予算が必要になるのかお伺いします。

以上、3点について答弁を求めます。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員からの子育て支援についての3点にわたるご質問であります。

近年の子育てを取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少による人間関係の希薄化、核家族化や地域コミュニティ機能の低下などにより、子どもの育ちと子育てに様々な影響を及ぼしております。孤独な子育て、仕事と子育ての両立の難しさ、子どもの貧困問題、虐待・いじめ問題など、多くの課題がある中ではありますが、当町におきましては、安心して子どもを産み、全ての子どもが奈井江町の豊かな自然や人との関りの中で、心豊かに健やかに育つように、奈井江町子ども・子育て支援事業計画を策定し、みんなで一緒に子育て応援、未来へつなぐまちづくりを基本理念として、子育て支援施策を推進しているところであります。

1点目の現在取り組んでいる主な子育て支援対策と予算ということでもありますけれども、子育て支援という大きな枠組みで考えますと、教育予算における小学校費、中学校費をはじめ、例えば、建設関係で公園の遊具の整備ですとか、子育てに関する予算は広範にわたるものであります。

例えばということで説明をさせていただきます。

保健福祉施策の枠組みの中においては、妊娠前・妊娠中における特定不妊治療の助成、そして、妊産婦健診、乳幼児期からの学童生徒への健診などの健康増進や予防接種等に係る母子保健分野での予算として、合計1,573万4,000円を計上しております。

また、子育て支援分野としては、0歳から18歳までのこども医療費や児童手当に係る費用として6,164万7,000円。この内訳としては、医療費では1,348万5,000円であり、児童手当としては4,816万2,000円が予算の額であります。

子どもの育ちや遊び、保護者の子育てに関する相談支援を行う子育て支援センター等の運営や、認定こども園や広域入所、障害児の通所支援など、子どもの教育・保育、早期療育等に係る費用として6,526万3,000円、子どもの保育や安全、遊びを支援するための事業である学童保育や児童館の運営に係る費用として1,609万5,000円など、子育て支援分野での合計、先ほど申し上げましたけれども、保険福祉の施策の分野でということになりますが、1億4,300万5,000円ということになります。

今、この保健福祉施策についての予算の額を申し上げましたけれども、先ほど申し上げたとおり、それぞれの分野でいろんな形での財政負担を行って支援をさせていただいております。

今年度、母子保健分野において、視覚検査機器スポットビジョンスクリーナーの完備だとか、認定こども園において保育の質や保護者の利便性向上のためのICT化を図るなど、健やかな育ちを支える環境整備も推進をさせていただいております。

2点目の子育てと教育の充実ということで、今後子育て支援をどのように進めていくのかというご質問であります。

子どもたちの健全な成長に向けて、子どもたちを及び子育て世代への応援は欠かせないものであり、当町では、子ども・子育て支援事業計画で3つの基本的な視点を掲げ支援を進めております。

1点目に、地域で子育てを支援する視点として、子育てに係る様々な情報発信を強化し、各家庭、子ども会やPTA、町内会、民生委員協議会などの関係団体や子育てボランティアなど地域との連携を図りながら子育て支援体制の強化を図っております。今後、さらに地域や子育てボランティアなどの協力を得ながら、子育て支援事業の活性化を図り、地域みんなで知恵を出し合い、子育てを応援する体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

2つ目の次代を担う長期的な視点としては、奈井江町教育ビジョンの基本理念で掲げました子どもたち一人一人がふるさと奈井江をはじめ、いろいろな世界を識る中で、好きなこと、やりたいことを見つけられる人の育み、このことを推進するため、学びや文化、スポーツなど、様々な体験型教育の取組をはじめ、今後、先ほども議論されましたが、設置が計画されているコミュニティスクールの活動など、教育委員会との連携も図り、子どもの成長をしっかりと支え、教育ビジョンを実践してまいりたいと考えております。

3つ目の健康を重視する支点としては、安心して医療にかかれるこども医療費制度や健診体制、相談体制の充実、特色ある取組をとって、5歳児健康相談や小中高生健やか健診、併せて経済的支援としての保育料や給食費の減免制度、こども園副食費の無償化、定住対策としての子育て世代への住宅購入助成や家賃助成も引き続き行ってまいりたいと考えています。

4つ目、子どもからの視点ということでは、日頃から子どもたちの声に耳を傾けながら、併せて子ども会議や町長と語る会での意見を尊重して子どものニーズ把握に努め、子育て支援に生かせるよう取組を行っていきます。

今後、さらに地域の全ての子ども・子育て家庭の相談や虐待予防に対応する専門性を持った体制づくりとして、今年度中に子ども家庭総合支援拠点を設置し、次年度の活動強化を念頭に保健師を採用していく予定でありますし、また、国の出産・子育て応援交付金事業で示されております伴奏型相談支援を実施して、子育て世代に寄り添った継続的な支援体制の充実を図ってまいります。

国は、こども基本方法を令和5年4月に施行することとし、「全てのこどもが人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、幸福な生活を送ることができる社会の実現」、このことを目指しております。

これを受け、当町では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持つこども家庭センターを令和6年度に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行える体制整備を目指してまいります。

3点目になりますが、学校給食費の無償化に必要な予算、奈井江町においては、多子世帯への支援として、第2子については半額助成、第3子以降については全額助成として給食費助成を行っており、予算額は375万円であります。

給食費を全児童生徒へ拡大して実施した場合の予算は1,650万円となる見込みであります。

近隣では、一部の自治体で学校給食の無償化に取り組む事例もありますが、給食費助成につきましても、今後、将来を見据えながら、子育て支援施策全般を総合的に考える中で、1つの課題として検討してまいりたいと考えております。

以上、大矢議員への答弁とさせていただきます。

●議長

大矢議員。

●8番

ありがとうございます。

1点目の奈井江町で取り組んでいる主な子育て支援対策ということなんですけれども、自分で調べても、あまりにも多種多様で調べ切れないものですから質問させていただきました。丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

しかし、多くの事業に取り組んでいるんですけれども、どこの自治体も子どもが少な

くなったということもありますし、ほぼ同じようなことに取り組んでいるように私は思うんです。そんな中で、奈井江町の強みと言いますか、特徴は何だと考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目の今後の取組につきましては、町長の思いというのが随分伝わってきていますし、それをしっかりと進めていただきたいというふうに思っています。

3点目の件なんですけれども、奈井江町で子育てをするときに、習い事や塾、それから、スポーツだとか、専門的なことや上を目指したときには大きな町に行かなければならないということで、このことに対して町が助成するということは実際にはできないわけなんですけれども、大変そういう意味では子育てには大きな町よりは、かえってお金がかかるのかというふうに思っています。

そんな中で、子育て支援を考えたときに、一番現実的なことは、今、進めている事業の拡充だというふうに思っています。今、町長からもあったように、近隣の町では全額の無償化をしている町があるということなんですけれども、奈井江町は今ほど町長からも言われましたけれども、第2子以降について助成をしているということで、令和3年度の決算で約349万円、令和4年度の予算で375万円ということで、大体、全生徒の3分の1ぐらいの助成ではないかというふうに思っています。

今、徐々に検討するという話だったんですけれども、今の子どもたち、生まれているのは年間20人不足だと思うんですけれども、いきなり全生徒の無償化まではいかなくても、今、3分の1ぐらいところをもう少し拡大していくということで、多子世帯に加えて小学校低学年の無償化をするなど、もうちょっと段階を踏まえて進めていただきたいと思えますけれども、その辺の考え方を伺います。

●議長
町長。

●町長

改めて大矢議員の3つの視点ということではありますが、まず、ちょっとまとまった答弁になるかもしれませんが、奈井江町の特色ある子育て支援のメニューを示せということが1点かと思えますし、それと併せて習い事などの支援だとかを考えたときに、そして、給食費と結びついた形での財政的な支援がやはり大きな鍵になるのではないかとご質問かと思えます。

国のこども基本法の施行により、全ての子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すということで、これを受けて奈井江町としてどんなことができるのかということが基本的なスタンスになるわけなんですけれども、いずれにいたしましても、奈井江町が子育てのしやすい町、子どもが健やかに育つ町にしていくためにということで、子育て支援の概念を、先ほどもちょっと申し上げましたが、単に、いわゆる給食費ですとか、保育料ですとか、健診の支援だとか、そういう現物給付的なことに捉われず、例えば、先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、保健師を増員すること

で相談体制を強化すること、スクールカウンセラー、これは地域として、美唄だとかと兼任で置いていますけれども、これを奈井江町単独で雇用して置くことだとか、そういう形での相談体制の強化だとか、今も出ましたディスレクシア、こういうことに対するものだとか、奈井江町らしい、奈井江町としてこれからの教育ビジョンが、先ほど来、ずっと話に出てきましたけれども、そこを考えたときに、どの段階で、どういう支援が一番望ましいのか、私は建築サイドにも、建築の視点として公園の遊具をどうするのかと同じように、例えば、子どもたちが遊ぶために、子どもたちが遊びに来る重点公園については、草刈りを2回のところを3回、4回にすることだって、子育て支援の大きなツールだと思っています。

それぞれが所管する課で、それぞれが子育て支援を自らの目で見、考えていただいて提起をいただき、そして、そのことを併せて子どもや保護者の意見を尊重しながら、子ども、家庭、子育て支援に係る関係者と地域、企業、行政が一体となって、それぞれの役割を明確にしながら取組を進めていきたいというふうに思っております。

今ほど申し上げましたが、子育て支援の所管課だけではなくて、全ての課において、子育て支援を視野に入れて、その職責を果たすように、就任当初の行政推進協議で指示をしたところであります。

今後も安心して子どもを産み、全ての子どもが心豊かに育ち、健やかに育つことができるような、町民も含め、みんなで連携、協力体制を組み、そして、楽しく子育てができるまちづくり、これを目指していきたいと思っております。今、具体的に即答は申し上げることができませんが、まさに議会の皆さんともそのことをしっかりと話し合うことが奈井江町らしい子育てで、それが定住にもつながることだと思っておりますし、子どもたちの未来につながることだと思っております。そんな時間と機会を、ぜひ与えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

●議長

大矢議員。

●8番

ありがとうございます。

今ほど、現物的な支援だけでなく、トータル的な相談体制を作るだとか、子どもたちのことを思った子育てを全体的に進めていきたいという思いは理解するところでございます。

そんな中で、私は現実的な話をして申しわけないんですが、給食費の関係ですが、食材が非常に上がっているということで、給食費が上がっていくんじゃないかということでも、もう既に来年の給食費を上げないですという話をしている町もあるんですけれども、今、奈井江町も予算編成をしているかと思っておりますけれども、給食費の値上げについて、今、どのように考えているのか、その辺をお伺いさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

●議長
町長。

●町長

すみません。今のご質問については、まさに冒頭の所信だとかで申し上げましたとおり、経済が疲弊している、日本中が疲弊している中での喫緊の課題であると思っていますので、今、冒頭のご質問であった子育て施策全般の問題とはまた別の問題として、しっかりと考えていきたいと思っております。今、ここで即答は申し上げませんが、そのことについては私も十分認識していることだけを申し上げて、答弁に変えさせていただきます。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

これで町政一般質問を終わります。

それでは、昼食のため、この時計で1時10分まで休憩といたします。

(休憩)

(12時02分)

日程第7 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時08分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席、お疲れさまでございます。

議案書の58ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」、令和4年12月21提出、奈井江町長。

82ページをお開きください。

本案の提案理由につきましては、令和4年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、給料表及び支給手当額の改定を行うため関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願いいたします。

●総務課長

改めまして定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、配付されております定例会資料でご説明いたしますので、定例会資料13ページ、資料3をお開きください。

今回の条例改正は、令和4年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

月例級の改定では、民間給与との格差を解消するために、初任給及び若年層の俸給月額を平均で0.3引上げ。

特別職の期末手当、一般職の勤勉手当をそれぞれ0.1か月分増額、再任用職員は0.05か月分増額し、令和4年度につきましては12月の支給の手当はそれぞれ2.25か月分に再任用職員は1.75か月にするものであります。

なお、令和5年度につきましては、6月と12月でこれを均等に配分するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたしまして、第2条に関しては令和5年4月1日からの施行。第1条及び第3条の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、「奈井江町職員の給与に関する条例及び特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、現案の通り決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時12分)

●議長

日程第8、議案第7号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書83ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、令和4年12月21日提出、奈井江町長。

84ページをお開きください。

本案の提案理由につきましては、令和5年3月より個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを活用し、印鑑登録証明書、住民票の写し等の交付を多機能端末機によるコンビニ交付サービスを導入することに伴い、関係条文の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●町民生活課長

定例会出席、お疲れさまです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年3月より開始を予定しているコンビニ等における多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付に当たり、これまでの窓口での申請手続の際、印鑑登録書提示により、ご本人の意思確認をもって印鑑登録書を交付しておりましたが、多機能端末での申請の際は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを用いるため、本条例の一部を改正いたすものでございます。

はじめに、今回、印鑑登録書等コンビニ等における交付の整備を行うこととした経緯をご説明いたします。

奈井江町では、各種行政事務に関して、北海道自治体情報システム協議会に加盟し、

基幹システム等の運用を行っていますが、国からは令和7年度までに全ての地方公共団体が基幹業務システムを標準化・共通化する方針が示され、その環境整備として、データ連携方法が簡便となる自治体基盤クラウド、通称BCLと言われるものですが、この提供が進められてございます。

本年度は、まず印鑑登録書、住民票写し、罹災証明書の3証明書が整備対象となり、令和4年度中にシステムの運用を開始することで、特別交付税と新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の活用が可能となっております。

なお、次年次以降、順次各システムの標準化が進められる予定となっております。

それでは、条例改正の内容についてご説明申し上げます。

議案第83ページをご覧ください。

第13条の次に13条の2を追加し、個人番号カードを用いて多機能端末機により印鑑登録証明書を交付する規程を追加しております。

次に、附則としたしましては、第1項で施行期日を令和5年3月1日から適用し、第2項では、コンビニ等における証明書の交付では、手数料の納付が端末機への投入が必要となることから、手数料の免除規定が適用できないことを規定しております。

次のページをご覧ください。

別表に第13条の2の規定に基づく印鑑登録の証明書の手数料を加えております。

以上、条例改正の概要についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時17分)

●議長

日程第9、議案第9号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書87ページをお開きください。

議案第9号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」、令和4年12月21日提出、
奈井江町長。

88ページをお開きください。

本案の提案理由については、特別職の給与額の独自削減について、令和5年1月1日
から町長の任期満了日までの実施するため、条例の全部を改正しようとするものであり
ます。

なお、削減率につきましては、町長25%、副町長15%、教育長12%であります。
以上、特別職の給与の臨時措置に関する条例についてご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。2番、大関議員。

●2番

ただいまのこの議案についてですが、最初に、三本町長、2期目の当選おめでとうございます。

確かに仕事していただきたいと思います。

そんな中で、この議案についてですが、個人的には特別職の報酬を減額する際には、
何か不手際があったとか、職員の不祥事があったとかっていうときにこういう措置が取
られるような気がいたします。

2期目スタートのこの時期に減額した理由が私にはあまり理解できませんので、その
辺の説明をお願いしたいと思います。

●町長

まずは冒頭、激励ありがとうございます。

今回の特別職の給与の臨時措置ということでありまして、1期目のときもそうでありまして、今回、再選を目指して町民の皆さんにいろんな形で訴えをさせていただきました。まず私にとっての行政の基本は健全な財政があってはじめて健全な行政運営がなされるというこの言葉と、先ほどもずっと説明させていただきました自治基本条例の原点ということでありまして。健全な財政運営を進める上で、やはりそのことをしっかりと町民の皆様にも範として理解を頂きたい。私の気持ちを組んでいただきたいという思いから、私の給与について私が行政に携わる間について、この2期目について率先してこういう形で健全財政に向かう姿勢を訴えたいという思いでさせていただきました。また、これに対して、副町長、教育長が自ら申入れを頂いて同じような形で町民の皆さんに向き合いたいということで申入れを受けたところでありまして、ぜひご理解を頂いて私どもが皆さんと一緒に進める町の健全財政のためにご理解を頂いて、ご同意頂ければと思います。よろしくお願いします。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

これで質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時22分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書1ページをお開きください。

議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」についてご説明いたします。

第1条において歳入歳出それぞれ4,873万6,000円を追加し、予算の総額を58億1,169万4,000円とするものであります。令和4年12月21日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、議案書8ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、その他一般行政に要する経費では、機密文書細断処理手数料、人事給与システム改修負担金等合わせて18万8,000円を追加計上。

中段、行政情報システムに要する経費では、セキュリティ向上のためのシステム利用料10万円、公金受取口座登録制度対応等に係るシステム改修負担金110万8,000円を追加計上。

下段から9ページにわたります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、体育施設感染症拡大防止事業として実施したアリーナ窓建具改修費の確定により276万1,000円を減額計上。

コンビニ交付参加事業による役務費から負担金等に合わせて559万5,000円を追加計上。

4目の財産管理費、庁舎の維持管理に要する経費背は、電気料金の見込精査を行い60万円を追加計上。

まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、町有地購入者に対する記念品18万3,000円、住宅新築助成において11戸から14戸の増加を見込み800万円を追加計上。

10ページをお開きください。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金120万4,000円を追加計上。

3款2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、利用者、利用回数増による扶助費465万9,000円を追加計上。

4目の認定こども園費、認定こども園の管理運営に要する経費では、電気料金の見込精査を行い、80万円を追加計上。

11ページ上段。

4款2項2目のし尿処理費、し尿処理に要する経費では、令和3年度決算負担調整額の確定により、石狩川流域下水道組合負担金38万7,000円を追加計上。

6款1項1目の農業委員会費、農業委員会活動促進事業に要する経費では、情報収集等業務効率化支援事業としてタブレット購入費等合わせて39万4,000円を追加計上。

12ページをお開きください。

7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、電気料金の見込精査により103万1,000円、空調機の修繕料58万3,000円を追加計上。

8款4校2目の下水道費では、下水道事業会計操出金の見込精査を行い、67万2,000円を追加計上。

13ページにわたります10款1項2目の事務局費、スクールバスの運行に要する経費では、軽油の単価増に伴い燃料費12万2,000円を追加計上。

2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では低学年においてタブレットの持ち帰りを開始するため小学校1年生用のiPadケース36名分、コロナ感染症予防対策消耗品等合わせて43万円、灯油単価の増に伴い燃料費125万円、電気料金の見込精査により181万5,000円を追加計上。

2目の教育振興費、小学校スキー授業に要する経費では、指導者のリフト利用料の増により2万6,000円を追加計上。

14ページにわたる3項1目の学校管理費、その他中学校管理事務に要する経費では、コロナ感染症予防対策消耗品等21万2,000円、灯油単価の増に伴い燃料費81万6,000円、電気料金の見込精査により85万1,000円を追加計上。

15ページにわたります12款1項1目の職員給与費では、人事院勧告、人事異動による人件費の見込精査で、合わせて575万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

11款1項1目の地方交付税では、国の補正予算による普通交付税の再算定に伴い3,938万円を追加計上。

個人番号カードの多目的利用に要する経費に対する特別交付税283万4,000円を追加計上。

15款1項1目の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス費国庫負担金232万9,000円を追加計上。

16款1項1目の民生費道負担金では、児童福祉サービス費負担金116万4,000円を追加計上。

2項4目の農林水産業費道補助金では情報収集等業務効率化支援事業におけるタブレット購入に対する農業委員会交付金31万円を追加計上。

7ページ。

17款2項1目の不動産売払収入では、定住対策による町有地の売払収入151万5,000円を追加計上。

18款寄附金では、岩口富久美様、山田賢二様、明治安田生命様、森修平様、石垣弘

子様からのご寄附 120万4,000円を追加計上。

以上における歳入歳出の差 1,471万8,000円については、歳出10ページ、財政調整基金積立金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時30分)

●議長

日程第11 議案第2号「令和4年度奈井江町健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書18ページをお開きください。

議案第2号「令和4年度奈井江町健康保険事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において歳入歳出それぞれ1,396万7,000円を追加し、予算の総額を1億9,505万7,000円とするものであります。令和4年12月21日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきましては、歳出よりご説明いたします。

24ページをお開きください。

1款総務費2項1目の賦課徴収に要する経費では、QR対応国保税納入通知書の印刷製本費15万4,000円を追加計上。

続いて、歳入についてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

6款2項1目の雑入では、令和3年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金1,396万7,000円を追加計上。

以上における歳入歳出の差につきましては、歳出国保基金積立金を1,381万3,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時32分)

●議長

日程第12 議案第3号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書25ページをお開きください。

議案第3号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」の概要についてご説明いたします。

第1条において歳入歳出それぞれ67万2,000円を追加し、予算の総額を4億1万4,000円とするものであります。令和4年12月21日提出、奈井江町長。

補正予算の内容についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

1款1項1目の総務管理費、石狩川流域下水道組合に要する経費では、令和3年度決算負担調整額の確定により67万2,000円を追加計上。

3項1目の下水道維持費、公共下水道施設維持管理に要する経費では人事院勧告による人件費の見込精査により4万6,000円を追加計上。

以上における歳入歳出の差71万8,000円につきましては、歳入一般会計からの繰入金67万2,000円を追加計上、また歳出の予備費4万6,000円を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時35分)

●議長

日程第13 議案第4号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34ページをお開きください。

議案第4号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、支出第1款病院事業費用において627万6,000円を追加し、総額7億9,876万4,000円。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費87万6,000円を減額し、総額4億7,034万9,000円としております。令和4年12月21日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容について説明いたします。

36ページをお開きください。

支出の病院事業費用医業費用の1目給与費では、人事院勧告、職員の人事異動等による人件費の見込精査で合わせて137万2,000円を追加計上。

37ページをお開きください。

3目の経費では、電気料等の光熱水費379万3,000円、A重油等の燃料費281万8,000円、ボイラー等の修繕費86万6,000円、補償費1万7,000円を追加する一方で、退職手当組合負担金108万6,000円を減額計上しております。

38ページの病院事業費用医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では人事院勧告、職員の人事異動等による人件費の見込精査で合わせて150万4,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

散会

●議長

お諮りします。

12月22日は、議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月22日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日予定をいたしました議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

なお、12月23日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時38分)

令和4年第4回奈井江町議会定例会

令和4年12月23日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 5号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 3 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 奈井江町下水道事業の設置等に関する条例
- 第 5 議案第11号 求償金請求事件の和解について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 7 意見案第1号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書
- 第 8 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第10 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第11 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（8人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	5番	石 川 正 人
6番	笹 木 利津子	7番	森 山 務
8番	大 矢 雅 史	9番	森 岡 新 二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三	本	英	司								
副	町	長	碓	井	直	樹							
教	育	長	相	澤	公								
企	画	財	政	課	参	事							
総	務	課	長	小	澤	克	則						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長				
横	山	誠											
町	民	生	活	課	長	田	野	義	美				
建	設	環	境	課	長	加	藤	一	之				
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也				
保	健	福	祉	課	長	鈴	木	久	枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松	本	正	志	
町	立	病	院	事	務	長	杉	野	和	博			
建	設	環	境	課	課	長	補	佐	石	川	裕	二	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻	脇	真	理	子
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	遠	藤	友	幸	
企	画	財	政	課	課	長	補	佐	井	上	健	二	
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				
農	業	委	員	会	会	長	小	島	和	博			

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静			
議	会	庶	務	係	主	査	釣	本	真	由	美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日、ご出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 8 名で、定則数に達しておりますので、これから会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま、会議を進めてまいりますので、ご了承を願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、2 番、大関議員、3 番、竹森議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、議案第 5 号「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日出席、お疲れさまでございます。

それでは、議案書の 42 ページをお開きください。

議案第 5 号「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」。令和 4 年 12 月 21 日提出。奈井江町長。

57 ページをお開きください。本案の提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げのほか、関係条例について一括で所要の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課長。

●総務課長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第5号「奈井江町地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、主な改正概要につきまして、お手元に配布しております定例会資料においてご説明いたしますので、定例会資料1ページ、資料1をお開きください。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、定年年齢を段階的に65歳に引き上げるとともに、組織全体の活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計を支える観点から、関係条例を一括して整備を行うものであります。

内容でございますが、定年引上げのほか、管理職勤務上限年齢制及び定年前再任予短時間勤務制の導入、給与等の取扱いなどについて規定するものでございます。

それでは資料1ページ、1の定年引上げについてですが、1の定年であります。表のとおり、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、60歳から65歳とするものであります。

2の役職定年制であります。組織の新陳代謝を確保する観点から役職定年制を導入するものであります。職務遂行上の事情や欠員補充の困難性がある場合は、役職定年の特例を定めることができる特例を定めております。管理監督職の範囲であります。管理監督職勤務上限年齢を年齢60歳とし、管理監督職職務上限年齢制の対象となる管理監督職について、その対象となる職を管理職手当を支給される職員の職とするものであります。

続きまして、3の定年引上げ時の給与であります。当分の間、職員の給料月額が60歳に到達した日以後における最初の4月1日以後の給料月額について、当該職員における給料月額の7割水準とすることなどを定め、諸手当につきましては従来の定年に達する前と同様とするものであります。

資料2ページをお開きください。2の定年前再任用短時間勤務制度についてですが、従来の定年に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用をすることができる、定年前再任用短時間勤務制度を導入するものであります。1の勤務時間、2の給与、諸手当、3の休暇、休業制度につきましては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とし、4の任期につきましては定年退職日までとするものであります。

続きまして、3の暫定再任用制度であります。定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置するものであります。1の勤務時間はフルタイムを基本とし、2の給与、3の休暇、休業制度、任期につきましては、現行の再任用制度と同様とするものであります。

4、情報提供・意思確認制度についてであります。次年度に60歳に到達する職員に対し、60歳以降の任用及び給与に関する措置の内容、そのほか必要な情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めるものとする規定を定めるものでございます。

5の実施時期についてですが、この条例の附則におきまして、令和5年4月1日から施行することを定めるものであります。

以上、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第3、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 85 ページをお開きください。

議案第 8 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」。令和 4 年 12 月 21 日提出。奈井江町長。

86 ページをお開きください。本案の提案理由については、人事院規則の一部改正及び関連する運用通知の改正に伴い、育児休業の取得回数を 1 回から 2 回へ緩和、及び育児参加のための休暇の対象期間を、産後 8 週間に達する日までから産後 1 歳に達する日まで拡大するなど措置を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

附則第 1 条において、この条例は交付の日から施行し、第 2 条において、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員の規定の運用については、従前の例によるものとしております。

以上、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。本案は、現案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、現案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 10 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 08 分)

●議長

日程第 4、議案第 10 号「奈井江町下水道事業の設置等に関する条例」を議題とした

します。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書89ページをお開きください。議案第10号「奈井江町下水道事業の設置等に関する条例」。令和4年12月21日提出。奈井江町長。

91ページをお開きください。本案の提案理由については、令和5年度からの下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴い、同法の規定に基づき本条例を制定するものであります。詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

おはようございます。定例会の出席、大変お疲れさまです。それでは、制定の内容につきまして、議案書89ページをお開きいただきしたいと思います。

先ほど、副町長からご提案させていただきまされたけれど、本条例は、令和5年度からの下水道事業への地方公営企業法の適用に当たり、制定するものであります。

第1条では、下水道事業として公共下水道事業と個別排水処理施設事業を設置することを定めております。

第2条では、下水道事業に、地方公営企業法に基づく財務規定等を適用する旨を定めております。

第3条では、下水道事業の経営の基本と本条例の対象とする公共下水道事業と個別排水処理施設事業の名称及び区域について定めております。

第4条では、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分の額に係る規定を、第5条では、職員の賠償責任の免除に係る規定を、それぞれ定めております。

第6条から第8条においては、業務の手続に関する規定をそれぞれ定めております。

附則では、第1項で施行期日を令和5年4月1日から適用することとし、第2項では、関連する奈井江町個別排水処理施設条例の一部改正を、第3項では、奈井江町公共下水道設置条例、奈井江町特別会計条例及び奈井江町個別排水処理施設設置条例の廃止を規定しております。

以上、「奈井江町下水道事業の設置等に関する条例」の制定について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第10号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時12分)

●議長

日程第5、議案第11号「求償金請求事件の和解について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書92ページを開きください。
議案第11号「求償金請求事件の和解について」。
札幌地方裁判所滝川支部で係争中の求償金請求に係る訴訟事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法の規定により、町議会の議決を求める。令和4年12月21日提出。奈井江町長。

記といたしまして、1、事件名が札幌地方裁判所令和4年(ワ)第3号、求償金請求事件であります。

2の当事者であります。原告が東京海上日動火災保険株式会社、被告が奈井江町と

なっております。

3、事故の概要であります。令和3年1月13日、奈井江町一般廃棄物最終処分場前に原告契約車両が駐車していたところ、本施設屋根よりの落雪により原告契約車両が大破したことについて、令和4年3月24日、原告が185万7,140円の金員の支払いを求める訴訟を提起したところであります。

4といたしまして、和解の要旨を記載しております。

(1) 奈井江町は原告に対し、和解金として100万円の支払い義務があることを認める。

(2) 原告はその余の請求を放棄する。

(3) 原告及び奈井江町は、原告と町との間には本件に関し、この和解条件に定めるものの負荷、ほかに何ら債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上の内容であります。

なお、解決金の100万円につきましては、弁護士費用等の調整金を含め、過失割合5対5を基礎としたものであり、当町の負担分は、全国町村会総合賠償保障保険における引受け保険会社の損害保険ジャパン株式会社より、直接原告に支払われることを確認済みであります。

以上、議案第11号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第6、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。93ページをお開きください。諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」。

奈井江町人権擁護委員 鈴木 智 氏が、令和5年3月31日付をもって任期満了となるので、後任に 菅野 郁子 氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、町議会の意見を問うものであります。

令和4年12月21日提出。奈井江町長。

なお、菅野氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第7、意見案第1号「物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して、強く要望いたしたい。令和4年12月23日提出、提案者・奈井江町議会議員竹森毅、賛成者・奈井江町議会議員石川正人、同じく遠藤共子。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた、需給改善対策等の強化に関する意見書。

前文を省略いたします。

記、1、混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしている中、コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通、販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を、早急に整備すること。

2、コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に落農家はかつてないほどの厳しい情勢にさらされ、存続の危機に瀕していることから、牛乳・乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く、需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和4年12月23日、北海道空知郡奈井江町議会議長。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許可します。

3番、竹森議員。

● 3番

3番。おはようございます。提出議員の立場から、補足説明をいたします。食料やエネルギーを輸入に依存している我が国においては、コロナ禍やウクライナ情勢、急激な円安の進行によって、燃油、肥料、飼料などの生産資材や食料品、輸入品など、様々な価格が上昇し、国民生活に大きな影響を及ぼしています。こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る農業者等への負担軽減策を講じていますが、コスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映されていません。

長引くコロナ禍で、農畜産物の在庫・滞留が続いています。特に、酪農においては、牛乳・乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増しています。このため、生産者は今後の営農が見通せず、国民の命の源である食料の生産に支障を来す恐れがあります。自国の食料を自国で生産・消費するという食料安全保障の視点に立ち、適正な価格形成に向けた国民への理解醸成が重要視されています。併せて、農業経営の安定に向けた農畜産物の消費拡大対策等の強化が不可欠です。

つきましては、農業者がこれからも安定して経営を継続できるよう、コスト高における農畜産物の適正な価格形成と、農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を図るよう、意見書を提出するものです。

全議員の賛成をもって採択されますよう、お願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は提案のとおり可決されました。

●議長

日程第 8、会議案第 1 号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第 1 号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

上記議案を地方自治法第 112 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。令和 4 年 12 月 23 日提出。提出者、奈井江町議会議員大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員竹森毅、同じく大関光敏。

提案理由。奈井江町議会議員の期末手当の支給額の引上げを行うため、本条例の一部を改正いたしたい。

次ページをお開きください。「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。改正文につきましては省略いたします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

8 番、大矢議員。

●8 番

8 番。「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

本年第 1 回定例会において、議会報酬等調査特別委員会より報告されましたが、今後の期末手当については町 3 役に準じることと決定しており、今回特別職の給与の改定があり、期末手当が引き上げられましたので、準ずるため改定するものです。

なお、今期の期末手当につきましては、この改定に関わらず奈井江町議会の議員報酬の臨時措置に関する条例により支給されます。

全議員の賛同のほどよろしく願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
会議案第1号を採決します。本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は提案のとおり可決されました。

日程第9 調査第1号の上程・説明・付託

(10時24分)

●議長

日程第9、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。
議会運営委員長より、地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。
令和4年12月23日提出。奈井江町議会議長。
記といたしまして、調査事項、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会も含むの、会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項、調査期間、次期定例会まで。
以上でございます。

●議長

本案は議会運営委員会に付託することに、ご意義ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 調査第2号の上程・説明・付託

(10時25分)

●議長

日程第10、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和4年12月23日提出。奈井江町議会議長。

委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項、調査第1号、冬期間の道路管理について（現地調査含む）。

調査第2号、地域包括支援センター業務について。

調査第3号、奈井江版生涯活躍のまちの実施状況について。

調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案はまちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと言います。本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第11 調査第3号の上程・説明・付託

(10時26分)

●議長

日程第11、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和4年12月23日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年奈井江町議会第4回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

(10時27分)